

独立行政法人国立国語研究所職員給与規程

平成13年4月1日
国語研規程第3号
改正 平成19年11月30日
改正 平成21年6月9日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立国語研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、基本給の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 基本給、扶養手当、基本給の特別調整額、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(以下この項においてこれらの日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に支給する。

(基本給の決定)

第4条 職員の受ける基本給は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、基本給表に定める級及び号俸により決定する。

2 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

一 一般職基本給表 (別表第1)

二 研究職基本給表 (別表第2)

3 各基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第6条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるものとする。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、1事業年度の1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（特定職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特別の場合の昇給）

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、特に考慮すべき事由があると認められる場合には、前条第2項の規定による昇給をさせることができる。

- 2 前項の昇給の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（第5項において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を所長に届け出て認定を受けなければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養家族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（基本給の特別調整額）

- 第10条** 基本給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員のうち別表第3に掲げる役職に支給する。
- 2 基本給の特別調整額の月額を、別表第3に掲げる役職の区分により、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第4に定める額とする。
 - 3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第21条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の基本給の特別調整額は支給することができない。
 - 4 第15条及び第16条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。

（地域手当）

- 第11条** 地域手当は、研究所に勤務する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額を、基本給、扶養手当及び基本給の特別調整額の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。
 - 3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員（以下「給与法適用職員」という。）、特別職に属する国家公務員、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これらに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き職員となった場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると所長が認める場合に限る。）において、前項で規定する地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、基本給、扶養手当及び基本給の特別調整額の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額を地域手当を支給する。
 - 一 当該採用の日から同日以後1年を経過するまでの期間 採用前の支給割合
 - 二 当該採用の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 4 前3項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（住居手当）

- 第12条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 自ら所有する住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む）のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していない

ものに居住している世帯主である職員

- 三 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 2,500円
 - 三 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	18,500円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	20,900円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	21,800円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	22,700円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	23,600円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	24,500円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 前7項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第14条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 給与法適用職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（超過勤務手当）

第15条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ）である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 所定の勤務日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
- 二 前号（次条に規定する勤務を除く。）に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

（休日給）

第16条 独立行政法人国立国語研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第9条第1項に規定する休日において、所定勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を休日給として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第18条 第10条の規定に基づき基本給の特別調整額の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第9条第1項に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき10,000円を超えない範囲内において別表第4に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（期末手当）

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は就業規則第17条の規定により解雇された職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき基本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（次表（1）に定める職員にあっては、基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に

同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(2)に定める職員にあつては、その額に基本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額（一般職基本給表7級以上及び研究職基本給表5級以上の職員で基本給の特別調整額の区分がⅡ種の職を占める者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

(1) 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職基本給表適用者

職 務 の 級	加 算 率
8 級以上	1 0 0 分 の 2 0
7 級・ 6 級	1 0 0 分 の 1 5
5 級・ 4 級	1 0 0 分 の 1 0
3 級	1 0 0 分 の 5

②研究職基本給表適用者

職 務 の 級	加 算 率
5 級	1 0 0 分 の 1 5 （基本給の特別調整額に係る区分がⅡ種とされている職を占める者については1 0 0 分 の 2 0）
4 級・ 3 級	1 0 0 分 の 1 0
2 級	1 0 0 分 の 5 （修士修了5年以上の者に限る。 （他の学歴区分適用の者については、修学年数調整を行う。））

(2) 管理職の地位にある職員の基本給月額割増率

①一般職基本給表適用者

職務の級	基本給の特別調整額の区分	加算率
7級以上	Ⅱ種	100分の15

②研究職基本給表適用者

職務の級	基本給の特別調整額の区分	加算率
5級以上	Ⅱ種	100分の15

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第13条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第13条第1項第2号（イに掲げる者を除く。）の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第38条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 独立行政法人国立国語研究所育児介護休業規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条及び第13条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において、勤務した期間がない職員

二 基準日1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において引き続き給与法適用職員等となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし、又は一時差止とする。

5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として所長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、所長が支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、及びロを「休職にされている者（第21条第1項の休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（休職者の給与）

- 第21条** 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労災保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下、この条において同じ。）による傷病により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が満1年（結核性疾病にあっては満2年）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 職員が休職（前3項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定めるものとする。

（育児休業等の給与）

- 第22条** 育児介護休業規程の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 育児休業（育児介護休業規程第3条に規定する育児休業をいう。）をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
 - 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 2 職員が育児部分休業（育児介護休業規程第10条に規定する育児部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - 3 前項に規定するもののほか、育児休業者の給与に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（介護休業等の給与）

- 第23条** 育児介護休業規程第13条により介護休業をする職員の給与については、前条第1項各号の規定を準用する。この場合において、「育児休業」とあるのを「介護休業」と読み替えるものとする。
- 2 職員が介護部分休業（育児介護休業規程第20条に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

- 第24条** 職員が勤務しないとき（休日を除く。）は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第17条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 当分の間、前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾病の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又

は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

(日割計算)

第25条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、第10条に規定する基本給の特別調整額、第11条に規定する地域手当の支給について準用する。

(端数計算)

第26条 第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第27条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第28条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。）第24条に基づく協定及びその他の法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前項の申出は、書面を所長に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても同様とする。この場合、書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項（申出を変更する場合にあっては、変更しようとする事項）を記載しなければならない。

(給与の即時支払)

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき
- 二 本人が死亡したとき

(給与の非常時払)

第30条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき
- 四 その他特に必要と認めるとき

(実施に関し必要な事項)

第31条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例により所長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第32条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當である

と所長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）の給与については、再任用しようとする日の少なくとも90日前に給与法適用職員等の例に準じて本規程を改正し定めるものとする。

附 則（平成13. 11. 28 国語研規程第18号）

この規程は、平成13年11月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14. 11. 26 国語研規程第48-1号）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は別に定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び所長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整をすることができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の本規程に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第19条第2項の規程にかかわらず、当該規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成14年12月1日（期末手当について改正後の給与規程第19条第1項後段又は第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以降の基準日までの期間における任用の事情を考慮して別に定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の給与規程による俸給月額（継続在職期間において附則第2項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について別に定める俸給月額）並びに改正後の給与規程による扶養手当の額により算定される俸給等の合計額

附 則（平成14. 11. 26 国語研規程第48-2号）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の給与規程第19条第2項の規定の適用については、当該規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 3 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の給与規程第22条第2号の規定の適用については、これらの規程中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則（平成15. 4. 30 国語研規程第61号）

この規程は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15. 10. 28 国語研規程第70-1号）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は別に定める。

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び所長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俵又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整をすることができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俵又は俸給月額は、改正前の本規程に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第19条第2項の規程にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から第1号から第2号に掲げる額の合計額（所長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までに新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当に関する細則（平成13年4月1日国語研細則第6号）第4条に規定する額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他所長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して所長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成15. 10. 28国語研規程第70-2号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 12. 21国語研規程第81号）

 - 1 この規程は、平成17年2月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き研究所に在職する職員の調整手当の月額は、第11条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる月額とする。
 - 一 施行日から同日以後3年を経過するまでの期間 俸給、扶養手当及び俸給の特別調整額の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額
 - 二 施行日から同日以後4年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 俸給、扶養手当及び俸給の特別調整額の月額の合計額に、100分の11を乗じて得た額

附 則（平成17. 11. 22 国語研規程第102号）

 - 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高号俵を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は別に定める。
 - 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び所長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俵又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
 - 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俵又は俸給月額は、改正前の本規程に従って定められたものでなければならない。
 - 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第19条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（所長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当に関する細則（平成13年4月1日国語研細則第6号）第4条第3項に規定する額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸

給を支給されなかった期間その他所長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して所長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平18. 3. 29 国語研規程第104号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、職員に適用する基本給表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める俸給表に対応する右欄に定める基本給表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた俸給表	施行日に適用する基本給表
一般職俸給表	一般職基本給表
研究職俸給表	研究職基本給表

- 3 施行日の前日において、その者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新旧欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 4 施行日の前日において改正前の俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下、「経過期間」という。）に応じて、附則別表第2に定める号俸とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、旧級が研究職俸給表5級であった職員（次項に掲げる職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 6 施行日の前日においてその者が属していた職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における号俸又は基本給月額は別に定める。
- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。
- 8 第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の本規程に従って定められたものでなければならない。
- 9 施行日の前日から引き続き、第2項の規定による左欄に定める俸給表に対応する右欄に定める基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 10 施行日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 11 施行日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 12 前3項の規定による基本給を支給される職員に関する改正後の給与規程第10条第2項及び第19条第2項の規定の適用については「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国語研規程第104号附則第9項から第11項の規定による基本給の額との合計額」とする。
- 13 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	4号俸	3号俸
--------	-----	-----

	3号俸	2号俸
第7条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第11条第2項	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合

14 前項の規定にかかわらず、平成19年1月1日における第7条第2項及び第3項の規定の適用については、別に定める。

附 則 (平成19. 3. 28国語研規程第154号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 独立行政法人国立国語研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年12月21日国語研規程第81号）附則第2項の規定は、施行日以降は適用しない。

(経過措置)

3 第10条第1項の規定により、基本給の特別調整額を支給される職員のうち、この規程による改正後の第10条第2項の規定による基本給の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該基本給の特別調整額のほか、当該基本給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に定める期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を基本給の特別調整額として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に定めるものを除き、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に支給されていた基本給の特別調整額とする。

- 一 平成19年4月2日以降に、施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員（以下「同一基本給表適用職員」という。）であって、施行日の前日に適用されていた基本給の特別調整額の区分（以下「旧区分」という。）より下位の区分が適用される職員 施行日の前日に当該下位の区分を適用したとしたならば支給されることとなる基本給の特別調整額
- 二 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級（以下「旧級」という。）よりも下位の職務の級に属する職員 施行日の前日に当該下位の職務の級に降格したとしたならば支給されることとなる基本給の特別調整額
- 三 同一基本給表適用職員であって、旧級より下位の職務の級に属する職員のうち、旧区分より下位の区分が適用される職員 施行日の前日に当該下位の職務の級に降格し、かつ、当該下位の区分を適用したとしたならば支給されることとなる基本給の特別調整額
- 四 施行日以降に、基本給表の適用を異にする異動をした職員 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じて支給されることとなる基本給の特別調整額
- 五 施行日以降に、人事交流等により新たに基本給表の適用を受けることとなった職員 他の職員との均衡を考慮して別に定める。

附 則 (平成19. 11. 30国語研規程第171号)

1 この規程は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年度に限り、第20条第2項の「100分の75（特定職員にあつては、100分の95）」を、6月支給分は「100分の72.5（特定幹部職員にあつては、100分の92.5）」と、12月支給分

は「100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）」と読み替える。

- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち所長が定める職員の、改正後の規程による当該適用又は異動の日における号俸は、給与法適用職員の例に準じて、所長が定める。
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又は号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後のこの規程を適用する場合においては、改正前のこの規程に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成21.6.9 国語研規程第189号）

- 1 この規程は平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第20条第2項の適用については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第20条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

別表第1（第4条関係）
一般職基本給表

一般職基本給表										
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額	基本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700

19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			

60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
86	240,100	296,400	345,300	386,800						
87	240,800	296,800	345,800	387,400						
88	241,500	297,200	346,300	388,000						
89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							

101	301,700	352,100							
102	302,100	352,500							
103	302,500	352,900							
104	302,900	353,300							
105	303,100	353,800							
106	303,500	354,200							
107	303,900	354,600							
108	304,300	355,000							
109	304,500	355,500							
110	304,900	355,900							
111	305,300	356,300							
112	305,700	356,700							
113	305,900	357,200							
114	306,300								
115	306,700								
116	307,100								
117	307,300								
118	307,600								
119	307,900								
120	308,200								
121	308,600								
122	308,900								
123	309,200								
124	309,500								
125	309,900								

備考 この表は、研究職基本給表の適用をうけないすべての職員に適用する。

**別表第2（第4条関係）
研究職基本給表**

研究職基本給表						
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300	536,000
2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200	539,200
3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100	542,400
4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000	545,600
5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700	548,800

6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600	551,300
7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500	553,800
8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400	556,300
9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100	558,800
10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900	560,700
11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700	562,600
12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500	564,500
13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400	566,300
14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200	567,700
15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000	569,100
16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800	570,500
17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700	571,800
18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500	572,700
19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300	573,600
20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100	574,500
21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000	575,500
22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700	
23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400	
24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100	
25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900	
26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500	
27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100	
28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700	
29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300	
30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900	
31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500	
32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100	
33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500	
34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000	
35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500	
36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000	
37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600	
38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100	
39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600	
40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100	
41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700	
42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000	
43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300	
44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600	
45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700	

46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
74	263,000	322,100	395,700		
75	264,400	323,200	396,400		
76	265,800	324,300	397,100		
77	267,000	325,400	397,900		
78	268,300	326,400	398,600		
79	269,600	327,400	399,300		
80	270,900	328,400	400,000		
81	272,300	329,500	400,700		
82	273,600	330,300	401,400		
83	274,900	331,100	402,100		
84	276,200	331,900	402,800		

85	277,400	332,800	403,400		
86	278,700	333,400	404,100		
87	280,000	334,000	404,800		
88	281,300	334,600	405,500		
89	282,400	335,000	406,100		
90	283,600	335,600			
91	284,800	336,200			
92	286,000	336,800			
93	287,100	337,200			
94	288,100	337,700			
95	289,100	338,200			
96	290,100	338,700			
97	290,900	339,300			
98	291,800	339,800			
99	292,700	340,300			
100	293,600	340,800			
101	294,500	341,400			
102	295,200	341,900			
103	295,900	342,400			
104	296,600	342,900			
105	297,400	343,500			
106	297,900	344,000			
107	298,400	344,500			
108	298,900	345,000			
109	299,400	345,600			
110	299,800	346,100			
111	300,200	346,600			
112	300,600	347,100			
113	301,000	347,700			
114	301,400	348,200			
115	301,800	348,700			
116	302,200	349,200			
117	302,600	349,800			
118	303,000	350,300			
119	303,400	350,800			
120	303,800	351,300			
121	304,100	351,900			

備考 この表は、調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第10条第1項関係）

基本給の特別調整額支給対象者

区 分	職 名
Ⅱ種	管理部長 研究開発部門長 情報資料部門長 日本語教育基盤情報センター長
Ⅲ種	課長 上席研究員 グループ長（所長が定める者に 限る。）
Ⅳ種	グループ長 主任研究員

別表第4（第10条第2項関係）

一般職基本給表適用職員

職務の級	区 分	基本給の特別調整額
9級	Ⅱ種	104,200 円
8級	Ⅱ種	94,000 円
	Ⅲ種	82,200 円
7級	Ⅱ種	88,500 円
	Ⅲ種	77,400 円
6級	Ⅱ種	83,100 円
	Ⅲ種	72,700 円
5級	Ⅱ種	79,300 円
	Ⅲ種	69,400 円

研究職基本給表適用職員

職務の級	区 分	基本給の特別調整額
研 6 級	Ⅱ種	111,800 円
研 5 級	Ⅱ種	103,400 円
	Ⅲ種	90,500 円
	Ⅳ種	77,600 円
研 4 級	Ⅲ種	78,400 円
	Ⅳ種	67,200 円
研 3 級	Ⅲ種	71,100 円
	Ⅳ種	60,900 円

別表第 5（第18条関係）

管理職員特別勤務手当支給額表一覧表

区 分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
基本給の特別調整額適用職員	Ⅱ種適用職員	10,000 円（15,000円）
	Ⅲ種適用職員	8,500 円（12,750円）
	Ⅳ種適用職員	7,000 円（10,500円）